

倉荷証券の裏書譲渡と保管料その他の費用支払に関する債務の承継

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/9217 |

二、倉荷証券の裏書讓渡と保管料その他の費用支払に関する債務の承継

保 住 昭 一

保管料等請求事件（最高裁昭和三年（オ）三九四号、昭和三・二・一九・
三小法廷判決・棄却、最高裁民集一巻二号二九五頁。）

〔事実〕 倉庫会社X（原告・被控訴人・被告上告人）は、昭和二年二月二十七日訴外A会社から自動車二七台の寄託を受けてこれを倉庫に保管し、その際にXは、訴外A会社に対して、保管料及び証券発行の手数料等受寄物に関する費用は証券所持人において負担する旨の約款が記載された倉荷証券七枚を作成交付した。訴外A会社は同年同月二八日本件受寄物をY（被告・控訴人・上告人）に売渡し、昭和三年一月二十九日本件倉荷証券を裏書讓渡した。Yは、同日証券所持人としてXに対して倉荷証券と引換に本件受寄物の返還を求めたので、Xは、Yに対して受寄物を引渡し、その際保管料三期分および証券発行の手数料との合計金二七万九千二百四五円の支払を求めたところ、Yは訴外A会社振出の右同額の小切手をXに交付した。しかし、右小切手は支払を拒絶されたので、Xは、Yに対し本訴において保管料及び証券発行手数料並びに弁済期の翌日である昭和三年一月三〇日から支払済に至るまで商法所定の遅延損害金の請求に及んだ。第一審・第二審ともXの主張を容れ、X勝訴。Y敗訴して上告。上告理由はつぎのとおりである。

〔上告理由〕 第一点、倉荷証券の所持人は寄託契約外の第三者である。従つて証券所持人Yが寄託上の債務を負担するには債務引受の特約または法律の規定を必要とする。商法五八三条・七五三条は物品運送につき、運送品を荷受人が受取つたときは運送契約外の荷受人をして運送賃その他の費用の支払債務を特別に法定するが、現行法上倉荷証券の所持人に保管料等を負担せしめる規定はない。けだし、倉庫業者は、寄託物の上に留置権・先取特権を有し、この権利の前に証券所持人はその支払を事実上強制されるからである。また証券に保管料等の債務負担の文言が記載されているから債務を負担せしめるというならば、倉庫業者にそのような文言の記載権限があり、その文言の有効を前提としてのみ可能である。この点において原審は商法六〇二条又は倉荷証券所持人の地位の解釈を誤つた違法がある。

— 法 律 論 叢 —

第二点、Xの本訴請求は、保管料その他の費用は証券所持人の負担とすると記載された文言によつてYは債務を負担するというのである。すなわち、Yは証券所持人として直接固有の債務を負担したと主張する。然る場合は、Xの一方的に記載した斯かる文言が有効か否かを判断して判決すべきであるにも拘らず、原審引用の判決理由によれば、Yは「訴外会社から本件倉荷証券の裏書譲渡を受けることによつて倉荷証券上の権利義務を承継したのである。詳言すれば、被告(Y)はこれによつて原告(X)に対する受寄物返還請求権を取得するとともに倉荷証券に記載された文言に従ひ保管料および証券発行の手数料等を支払う債務を引き受けたわけである」と判示し、原審が審判しているのは訴外A会社が寄託契約によつて負担した債務である。Xは斯かる事実を主張し請求しているのではないから原審は当事者の申立てざる事項について判決した違法がある。

〔判旨〕 棄却。

一、倉荷証券に寄託物の記載のほか、なお保管料等寄託物に関する費用は証券所持人が負担するものとする趣旨の

文言の記載がある場合、第三者が裏書譲渡によりその倉荷証券を取得したときは、特段の事情のないかぎり、各当事者間に、その所持人が記載の文言の趣旨に従い右費用支払の債務を引受けるという意思の合致あるものと解するを相当とする。原判決の引用する第一審判決が、本件倉荷証券の関係について事実を確定した上、被上告人の請求を認めたる理由は、結局右の趣旨に出たのであつて、その解釈は正当であり、所論のような違法はない。

二、被上告人の請求原因によれば、保管料等の債務が、所論のように上告人の固有の債務たることを主張しているものとは認められないから、原判決が当事者の申し立てない事項につき判断した違法はない。

〔参照条文〕 商法六二七条・五九九条・六〇二条・六〇三条一項・六一八条

〔批評〕 判旨の結論は正当だと思ふが、その理由づけにやや疑問がある。

一、倉荷証券に記載すべき事項は、商法六二七条・五九九条に規定されるところであるが、これらの法定記載事項のほかに、實際上、印刷・記入等によりかなり多数の事項が詳細に記載せられるのが通常である（他の貨物引換証・船荷証券）。これは倉荷証券が寄託に関する証券であり、いわゆる要因証券であることに基因する。すなわち、寄託に関する事項の記載が詳細であればあるほど、証券上の法律関係が明確になり、したがつて、証券による寄託物の取引と証券の流通が助長されるためにはかならない。同じ有価証券でありながら不要因証券である手形・小切手の記載事項（手形一条七、五条
小切手一条参照）が形式的にきわめて嚴格であるのに比較して著しく相違する点である。斯様に倉荷証券等のいわゆる任意的記載事項は非常に多く、これをここに挙げ尽くすことはできない（これらの記載事項中しばしば問題となるのは損害賠償責任の制限に関する記載である）。しかし、強行法規（例えば海上運送人の免責の特約に
ついては法的制限規定商七三九条等）又は公序良俗（民九〇
条参照）に反しない限り、いかなることを記載してもその記載の効力を認め得ると解されている（松岡熊三郎・商法綱義下六四〇頁、小町谷
商行為法四六二、四四九、三三七頁各参照）。而して、これらの記載が法定の記載事項と相俟つて、倉庫業者と証券所持人との間の寄託に関する法律関係を決定するのである（商六二七条六〇二条参照。なおその反対の場合として証券に記載なき事項は仮令特約を証明し得るときと雖も所持人に対抗し得な）。

判い大判・大九・二・二〇・民録二六輯一五五一、大。なお、右の商法六二七条・六〇二条は（商五七二条・七七六）、倉荷証券の文言的効力を定めたものであることは明らかであるが、端的に、署名者は証券記載の文言に従い責任を負う（手形に関する旧商法四三二条参照）とは規定せずに、倉庫業者と証券所持人との間の関係は証券の定むるところによるとして止まつているから、その文字上は若干の疑問を残している。すなわち、この規定は、証券の記載は発行者と証券所持人との間の法律関係の一致の標準となることを示しているにすぎないのか、また、発行者と証券所持人との間を云々していることも契約の直接当事者の関係は別だとしているもののように解されなくてもない（昭和七・三・二日大審院判決・法律新聞三三九〇・一三頁は、貨物引換証券に関する商三四条（現行法五七二条）は運送人と荷送人との間には適用がないとし）。しかし、いわゆる証券所持人とは、直接契約当事者が同時に所持人となつた場合をも含むと解するのが当然であり、最も端的な形において、すなわち、相手方の何人たるかを問わない形において、証券の文言的効力を認めていると解すべきである（竹田博士・証券の文言性的の限）。

一、と、ところで、倉庫業者は無償で寄託を引受けた場合以外は、契約上のまたは相当の報酬（保管料）を請求することができる（商五二二条・なお倉庫七条の二・倉）。而して保管料および寄託物について生じた費用の債務者は理論上は寄託者である。しかし乍ら、本件の如く、証券面上に保管料等寄託物に関する費用は証券所持人の負担とする旨記載された倉荷証券が発行され、それを裏書によつて取得した所持人が、文言の趣旨に従い債務を当然に承継するものと解すべきか否かについては、従来、陸上運送の場合の商法五八三条二項、海上運送の場合の商法七五三条一項の如き規定がないので疑問とされていた。成程、前述した如く保管料等の債務負担に関する記載が法律上無効とすべき理由がないものとしても、上告人が主張するように、倉庫業者は寄託物の上に留置権（民二九）又は先取特権（民三三）を有するから、所持人が寄託物の引渡を求めに際してその支払を事実上強制される結果となる。さうであれば右の如き記載文言の効力を認めるところで無意味とならう。したがつて、証券面に記載された本件の如き文言は、寄託物の引渡請求権を

制限する一つの附款にすぎないものとして、常に債務の引受とはならないと解する余地もないではない(例えは田中誠三・参照)。しかし、貨物引換証・船荷証券の所持人に関しても運送賃等の支払を事実上強制される点においては同様である。にも拘らず運送品を受取つた場合には、商法五八三条二項・七五三条一項の規定(法文上には荷受人と規定されているが、証券なわち、その証券の記載により運送品の引渡請求権を有する者である)により債務を負担しなければならぬ。これは運送人の留置権(商五八九条)の行使をうけないで、運送品の引渡をうけたのであるから、所持人としては、運送人に運送賃その他の費用を支払う黙示の特約、即ち、債務引受の意思を表示しているものといふべきであり、且つ、運送人のためにも、荷送人と荷受人とを同一体と看做し得ることが便利であるという二つの理由から、右のような規定を設けたものと解すべきである。したがつて、かような規定を欠く倉庫寄託契約においても、とくに倉荷証券の発行がなされた場合は、保管料等の支払は出庫のときになされるのを原則とする関係上(商六一)、寄託物の引渡をうけたならば、証券の記載およびその記載から通常知り得る範囲の保管料等につき、実質的に商法五八三条二項が類推適用されるものと解するのが合理的であろうかと思われる。ただし、この点において、貨物引換証、船荷証券の所持人と倉荷証券の所持人とを区別すべき理由がないからである(松本・商行為法三〇〇頁、小町谷・運送法の理論と実務六、一三三頁、大住・倉庫(法学理論編九六、八〇頁以下参照)。しかし、本判旨は倉荷証券の記載によつて表示される当事者の意思を根拠として「各当事者間に」「債務を引受ける」という意思の合致」ありとしており、この立場から考えれば、債務負担の時期は倉荷証券の裏書による譲渡の時である。前述のように、商法五八三条二項の類推適用によるとすれば、債務負担の時期は出庫請求の時となる。

三、以上の如く、証券所持人の保管料等の支払義務を、債務引受の理論によつて解決しようとする本判旨の態度は基本的には正当である(被上告人は原審において、倉荷証券の文言の効力を主張しているが、本件の保管料等の債務負担は文言的効力とは無関係である)。しかし、「各当事者間に」債務引受の合意ありとする点についてはなお疑問の余地がある。保管料等の債務に関し、寄託者と証券所持人との間に証券の譲渡ある

際に記載文言の趣旨にしたがつた債務引受の合意があるとするのか、倉庫業者と証券所持人との間にその合意があるとするのか、三当事者間に債務引受が行われるものとするのか、その説明になお不十分なものがある。仮に判旨が、本件の債務引受は、債権者X（倉庫業者）と所持人Yとの間に直接行われたものとする趣旨であるとすれば、両当事者間にかかる合意の存在を擬制する意味において事実^{（一）}に適合しな^{（二）}きらいがある。したがつて、債務者（寄託者A）と引受人Yとの間に直接債務引受の合意が存在した^{（三）}ものとして、債権者たる倉庫業者がこれを追認または同意したものと解するのが事実^{（四）}に適合するのではな^{（五）}かろうか（債務引受が、債権者の意思に反しない限度において、債務者と引受人との合意によつて成立することは、近時の通説であろう。我妻・債権総論二六六頁）。かように考えれば、本件の場合、倉荷証券の譲渡による当事者間において、証券の記載から知り得る保管料等につき債務引受の合意があれば、証券所持人と倉庫業者との間には具体的な合意を要せずして、債務引受の効果を生ずるものと解し得たものではな^{（六）}いかと思われ^{（七）}る（出庫の時以前に債務引受が行われると解しても、保管料の請求は出庫の時でなければできないのであるから、何等不都合は生じない）。なお、債務引受の結果、寄託者の倉庫業者に対する債務は消滅すると解すべきか、併存するものと解すべきか、併存するものとすれば両債務の関係はいかに解すべきかについても疑問が残るのであるが、本件ではその点に関係がないので触れないことにする。（一九五七・一〇・三一）